

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定により、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他審査に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、大館市産業部長、大館市産業部林政課長、米代東部森林管理署森林技術指導官、秋田県北秋田地域振興局農林部森づくり推進課長をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに新たな委員を補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は大館市産業部長とする。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、大館市産業部林政課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否等同数の場合は委員長の決すところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大館市産業部林政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。